

令和4年度さいたま市男女共同参画推進センター
公募型共催事業の実施に係る企画提案 募集要項

さいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）では、男女共同参画の視点をもって地域の課題解決を目指す企画を募集します。



1 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 実施場所

さいたま市男女共同参画推進センター

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階
もしくは、オンライン

3 応募資格

男女共同参画の推進に資する事業を行っており、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 3人以上の構成員を有する、営利を目的としない団体であること
- (2) 提案事業実施に関し、組織的に対応できる体制を有すること
- (3) 講座を実施する場合は、講座を的確に実施できる知識等を有し、1年以上の講師経験を有する者を必要数確保できること
- (4) さいたま市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に取り扱うことができること
- (5) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2項に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- (6) 政治活動、宗教活動を行っていないこと
- (7) 各種法令に違反する行為を行っていないこと

4 事業の内容

男女共同参画の推進に寄与すると認められる講座、講演会、ワークショップ等とします。

なお、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象外とします。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類すること等私的な利益を目的とするもの
- (3) 団体への入会勧誘を目的としているもの
- (4) 激しい動きによる振動、騒音、大声等を発し、他の利用者へ迷惑を及ぼすもの

(5) その他、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

5 応募方法

(1) 提出書類

「さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の実施に係る企画提案参加申請書（様式第1号）」（以下「企画提案書等」という。） 1部

(2) 提出先

さいたま市男女共同参画推進センター

〒330-0854

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階

※開館時間 9:00~21:00（平日）9:00~17:00（土・日・祝日）

第4日曜日は休館

(3) 提出方法

郵送または持参

(4) 提出期限

令和3年10月31日（日）17:00 必着

(5) その他

ア 提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類は無断で開示しません。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に基づき開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

6 質問事項の受付

企画提案募集要項に関する質問については、以下の手順により受け付けます。

(1) 受付期限

令和3年10月19日（火）17時まで

(2) 質問様式

様式第2号に記載し、さいたま市男女共同参画推進センターまで、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。

(3) 回答方法

質問した団体名は伏せた上で、市ホームページにて回答します。

(URL: <https://www.city.saitama.jp/006/010/002/0010/011/p083983.html>)

(4) 回答期日

令和3年10月22日（金）

7 事業の選定

- ・さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の実施に係る審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書等と参加団体からの説明を総合的に審査し、選定します。結果は、文書で通知します。
- ・選定後、「4 応募資格」に適さなくなった時及び当該団体又はその構成員が著し

く社会的信用を損なう等により、市が共催するのにふさわしくないと認められたときは、選定を取り消す場合があります。

- ・事業開始後に不適切な行為があった場合も同様とします。

8 審査会の開催

(1) 日程

令和3年11月中～下旬に、オンライン若しくは書面にて開催します。

詳細については、申し込み団体に連絡します。

(2) オンラインの場合

- ・団体の概要、提案事業の内容、実施体制を中心に、提出した企画提案書等に基づき簡潔に説明してください。
- ・1団体10分以内で説明し、その後、審査員との質疑応答を10分程度行います。

(3) 書面の場合

審査会委員からの質問事項をメールにて送付しますので、お示しした期限までにご回答ください。

9 選定後の事務

- ・事業実施に向け、団体と調整を行います。その際、企画提案の変更を協議する場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催をご依頼する場合があります。
- ・事業開催日時は、センターの事情により希望に沿えない場合があります。